

守山市地域包括支援センター運営方針の改訂について

本市では平成 28 年度より市内 3 圏域に段階的に地域包括支援センターを開設し、地域と連携した相談体制の構築を進め、地域包括ケアの深化に務めています。現在の契約期間が令和 10 年 3 月末をもって満了を迎えることから、次期委託に向け令和 7 年度には地域役員およびその利用者にアンケート調査を行い、効果的な運営について検討を行っています。

今般、次期委託に向けて、前述のアンケート調査の結果および国の動向を踏まえ、「地域包括支援センター運営方針（以下、運営方針とする）」を下記の通り改訂します。

1 運営方針策定の趣旨

地域包括支援センターの運営については、現在、南部圏域および北部圏域を社会福祉法人慈恵会に、中部圏域を社会福祉法人守山市社会福祉協議会に業務委託している。

地域包括支援センターの業務委託にあたっては、介護保険法第 115 条の 47 第 1 項に基づき、市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができることされており、本市においても地域包括支援センター運営方針を策定している。

2 運営方針

「守山市地域包括支援センター運営方針」（案）…資料 2-2 のとおり

3 運営方針の期間

令和 10 年 4 月から令和 16 年 3 月まで（契約期間：6 年間）

4 法令等の根拠

- (1) 介護保険法第 115 条の 47
- (2) 介護保険法施行規則第 140 条の 67 の 2 第 1 項

5 概要

- (1) 趣旨
- (2) 地域包括支援センターの設置目的
- (3) 地域包括支援センターの役割および運営
- (4) 地域包括支援センターの体制
- (5) 地域包括支援センターの運営上の重要な視点
- (6) 包括的支援事業の充実
- (7) 総合事業
- (8) その他の施策
- (9) 第 10 期守山市高齢者福祉計画・介護保険計画「守山いきいきプラン 2027」に基づく重点的な取組（R9～R11）

6 主な変更点および改訂のポイント

現行の運営方針の考え方を基本とし、下記のポイントを踏まえ改訂する。

(1) 設置箇所数および地域割等（第1回地域包括支援センター運営協議会にて協議済）

○設置箇所数および地域割

⇒現契約どおり（市内3か所）

・南部地区（守山・小津） ・中部地区（吉身・玉津） ・北部地区（河西・速野・中洲）

※ただし、今後の高齢者人口の増加や相談件数の動向により要検討。

○職員体制

⇒現契約どおり 計7名（専門6名＋事務職1名）

○指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

⇒現契約どおり 基幹包括で実施

(2) 令和7年度実施アンケート結果から見えた課題

○継続した周知啓発活動

○地域に根差した積極的なアウトリーチ活動

○ケアマネジャーへの伴走支援

(3) 令和8年度社会福祉法等の一部改正（令和9年4月1日施行）に伴うもの

○頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応

・相談対応等を明確に位置付け。

・地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進、課題解決を進める。

(4) 第10期守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2027」（案）に基づく取組を盛り込む。

＜「守山いきいきプラン2027」（案）＞ ★重点項目

基本施策（基本目標Ⅰ）

① 心も体も健やかで幸せに暮らすための健康づくり・介護予防の推進（★）

② 生きがいのある暮らしへの支援

基本施策（基本目標Ⅱ）

① 地域包括支援センターの機能強化（★）

② 在宅医療と介護の連携強化

③ 高齢者の尊厳の保持

④ 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）（★）

⑤ 地域共生社会の実現に向けた支え合いの地域づくり（★）

⑥ 高齢者の住まいと生活環境（移動支援等）の充実（★）

基本施策（基本目標Ⅲ）

- ① 介護サービスの充実と在宅生活への支援（★）
- ② 介護人材の確保・育成・定着（★）
- ③ 身近な情報提供・相談体制の充実
- ④ 介護保険制度の適正・円滑な運営
- ⑤ 災害・感染症対策に係る体制整備

7 運営方針の変更点について

ページ	項目	変更点
P 2	4 (2) 圏域センターの体制について	緊急時の体制については、仕様書等にて別途定める旨を追記。
P 5	6 包括的支援事業の充実（圏域センター）	積極的な周知活動とアウトリーチについて、追記。
P 6	6 (2) ウ(イ) 成年後見制度・権利擁護の相談・支援体制の強化	頼れる身寄りがない高齢者等への支援について追記。
P 7	6 (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	伴走支援について追記。
P 7	6 (4) 地域ケア会議の推進	頼れる身寄りのない高齢者等の支援について追記。
P 7	6 (5) 在宅医療・介護連携推進事業	エンディングノートをつなぐノートへ変更。またその目的を活用するだけでなく、ACP の普及啓発について追記。
P 8	6 (6) 生活支援体制整備事業	地域のネットワークへの積極的な参画、多様な機関との連携・協力について追記。
P 8	6 (7) 認知症総合支援事業	認知症基本法において示された「新しい認知症観」について追記。
P12以降	9 守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2027」に基づく重点的な取組	第9期計画から第10期計画の重点取組へ内容を変更予定。

8 今後の予定

運営方針の改訂と合わせ、委託内容について検討を行い、次回（第3回地域包括支援センター運営協議会）にて協議を行う。